

子育てグリーン住宅支援事業補助金交付要綱

令和6年12月19日 国住生第239号

第1 通則

子育てグリーン住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び第29に定める関係法令及び関連通知及びその他の法令（以下「法令」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。なお、子育てグリーン住宅支援事業のうち、「GX志向型住宅」への補助については、環境省が定める「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（脱炭素志向型住宅の導入支援事業）交付要綱」による。

第2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子育て世帯

令和6年4月1日時点（令和7年3月31日までに工事着手するものについては、令和5年4月1日時点）で18歳未満の子を有する世帯。

二 若者夫婦世帯

令和6年4月1日時点（令和7年3月31日までに工事着手するものについては、令和5年4月1日時点）で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯。

三 GX志向型住宅

環境省による「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（脱炭素志向型住宅の導入支援事業）」の補助の対象となる住宅。

四 長期優良住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第二号イに掲げる住宅をいう。

五 ZEH水準住宅

第4第一号イ(1)に掲げる技術的基準に適合する住宅をいう。

六 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域をいう。

七 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

八 災害危険区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域をいう。

九 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域をいう。

十 地すべり防止区域

地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域をいう。

十一 市街化調整区域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域をいう。

十二 浸水想定区域

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ 3 m 以上の区域をいう。

十三 開口部の断熱性能等に関する基準

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年国土交通省告示第 1106 号）をいう。

十四 J I S

産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。

十五 空気清浄機能・換気機能付きエアコン

次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン又は換気機構を有するエアコン。

イ 国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等

ロ 国等の認可等を受けた試験機関等

ハ 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等

十六 住宅瑕疵担保責任保険法人

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 条。以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）第 17 条第 1 項に基づき指定された法人をいう。

十七 リフォーム瑕疵保険

住宅瑕疵担保履行法第 19 条第 2 号に基づき住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うリフォーム瑕疵保険をいう。

十八 大規模修繕工事瑕疵保険

住宅瑕疵担保履行法第 19 条第 2 号に基づき住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行う大規模修繕工事瑕疵保険をいう。

十九 子育てグリーン住宅支援事業システム

次のイからニまでに掲げる事項に係るシステムであって、全国の複数の事業者が参加出来るプラットフォーム形式を持つものをいう。

イ 補助事業者の登録

ロ 一定の性能を満たす注文住宅又は賃貸住宅の新築に対する補助金の交付

ハ 一定の性能を満たす分譲住宅の購入に対する補助金の交付

ニ 一定の要件を満たす既存住宅のリフォームに対する補助金の交付

二十 建材・設備製造事業者

第 4 第二号ロ及びハに掲げるリフォーム工事に係る建材（ガラス、サッシ、ドア、断熱材）及び設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器、節湯水栓、蓄電池、ビルトイン食器洗機、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ、浴室乾燥機、宅配ボックス、衝撃緩和畳、空気清浄機能・換気機能付きエアコン）を製造する事業者をいう。

二十一 工事施工者

国内で第4第一号イからハマまでに掲げる住宅の建設工事又は第二号に掲げる住宅のリフォーム工事を行う者をいう。

二十二 販売事業者

国内で第4第一号ロに掲げる住宅の販売を行う者をいう。

二十三 所有者

国内で第4第一号又は第二号の事業による住宅を所有する者をいう。

二十四 長期優良住宅等新築事業

第4第一号に掲げる事業をいう。

二十五 リフォーム事業

第4第二号に掲げる事業をいう。

二十六 住宅省エネキャンペーン

子育てグリーン住宅支援事業、断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業、高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業の総称をいう。

第3 目的

この補助金は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行うことを目的とする。

第4 補助対象

補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、第三号に掲げる事業について、別紙暴力団排除に関する制約事項に記載されている事項に該当するものが行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

一 新築

高い省エネ性能を有する新築住宅の建設工事又は分譲を行う者に対して、その新築住宅の工事における一定の出来高の到達について補助を行う事業であって、次のイからハマまでのいずれかの住宅に係るもの。

イ 新築注文住宅のうち長期優良住宅（(2)及び(3)に限る。）又はZEH水準住宅に該当するもの

(1) 次の①及び②に掲げる技術的基準に適合するものであること。

① 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）に適合するものであること。

② 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準に適合するものであること。

(2) 住戸の床面積が50㎡以上かつ240㎡以内であること。

(3) 住宅の立地について、次の①から③までに掲げる要件に適合していること。ただし、住宅の建築工事と併せて行う対策により建築行為の制限が解除される場合や、区域内に立地する既存住宅の建替にあたって代替地がないなど立地制約上やむを得ない場合は、この限りでない。

- ① 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る。）に該当しないこと
 - ② 都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されているものではないこと
 - ③ 市街化調整区域であって土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法第14条第1項若しくは第2項に規定する洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に該当する区域に該当しないこと
- (4) 子育て世帯又は若者夫婦世帯が建築主であること。
- ロ 新築分譲住宅のうち長期優良住宅又はZEH水準住宅に該当するもの
- (1) イ(1)から(3)までに適合するものであること（長期優良住宅の場合はイ(1)を除く。）。
 - (2) 子育て世帯又は若者夫婦世帯が購入するものであること。
- ハ 新築賃貸住宅のうち長期優良住宅又はZEH水準住宅に該当するもの
- (1) イ(1)から(3)までに適合するものであること（長期優良住宅の場合はイ(1)を除く。）。
 - (2) 子育て世帯又は若者夫婦世帯の安全・安心で快適な暮らしを支える上で必要な配慮事項として、次の①から④までに掲げる観点に基づく措置がそれぞれ講じられていること。
 - ① 住居内での事故の防止
 - ② 子どもの様子の見守り
 - ③ 不審者の侵入防止
 - ④ 災害への備え
 - (3) 次の①から③までに掲げる基準に適合するものであること。
 - ① 補助金の交付申請を行うことができる戸数の上限（住棟に複数の住戸を有する場合に限る。）は、当該申請に係る住棟に含まれる住戸のうち(1)及び(2)の基準に適合する住戸（以下「子育て世帯等向け住戸」という。）を基準として、当該住戸の戸数の50%までとすること。
 - ② 新築時最初の入居募集においては、少なくとも3か月間は、子育て世帯等向け住戸について、「子育て世帯等」に限定した募集を実施すること。また、当該募集を行う場合にあっては、補助金額を勘案して「子育て世帯等」向けの合理的な優遇家賃を設定し、その内容について説明すること。
 - ③ 上記②に掲げる入居募集の結果を完了報告時に国土交通省に報告するものであること。

二 リフォーム

イ 住宅のリフォームを行う者に対して、次の(1)及び(2)に掲げるリフォーム工事について補助を行う事業

- (1) 表1に掲げるメニューの種別に応じて、当該メニューに係る補助要件に適合するリフォーム工事において実施する必須工事

表1 リフォームの要件

メニューの種別	補助要件
Sタイプ	表2に掲げる必須工事3種の全てを実施
Aタイプ	表2に掲げる必須工事3種のうち、いずれか2種を実施

表2 工事の種別

リフォーム工事の種別	リフォーム工事の内容
必須工事	開口部の断熱改修
	外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

	エコ住宅設備の設置
附帯工事	子育て対応改修
	防災性向上改修
	バリアフリー改修
	空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置
	リフォーム瑕疵保険等への加入

(2) (1)に掲げる必須工事と併せて実施する附帯工事

ロ 表2に掲げる必須工事は、次の(1)から(3)までに掲げるリフォーム工事とする。

(1) 開口部の断熱改修

改修後の開口部の熱貫流率が、開口部の断熱性能等に関する基準の基準値以下となるよう行う次の①から④までのいずれかに該当する断熱改修

ただし、開口部の熱貫流率は、令和6年4月に更新された国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）」の「2. エネルギー消費性能の算定方法 2.1算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率 5. 部位の熱貫流率 5.2開口部 5.2.4大部分が透明材料で構成される開口部（窓等）又は大部分が不透明材料で構成されている開口部（ドア等）の熱貫流率」に基づき、開口部の熱貫流率は、JIS A 2102-1などによる方法の他、当該窓及びドアの仕様に応じて付録Bで定める熱貫流率の値によることもできる。

- ① ガラス交換（既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。）
- ② 内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を新設するもの、又は既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。）
- ③ 外窓交換（既存窓を取り除き新たな窓に交換するもの、又は新たに窓を設置するものをいう。）
- ④ ドア交換（既存のドアを取り除き新たなドアに交換するもの、又は新たにドアを設置するものをいう。）

(2) 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修

(3) エコ住宅設備の設置

次の①から⑥までのいずれかの住宅設備を設置する工事

- ① 太陽熱利用システム
- ② 節水型トイレ
- ③ 高断熱浴槽
- ④ 高効率給湯器
- ⑤ 節湯水栓
- ⑥ 蓄電池

ハ 表2に掲げる附帯工事は、次の(1)から(5)までに掲げるリフォーム工事とする。

(1) 子育て対応改修

- ① ビルトイン食器洗機、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ、浴室乾燥機又は宅配ボックスのいずれかの設備を設置する工事

- ② 開口部の侵入防止対策改修工事
 - ③ 開口部の防音改修工事
 - ④ キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事
 - (2) 防災性向上改修
開口部の防災性向上改修工事
 - (3) バリアフリー改修
次の①から④までのいずれかのバリアフリー改修工事
 - ① 手すりの設置
 - ② 段差解消
 - ③ 廊下幅等の拡張
 - ④ 衝撃緩和畳の設置
 - (4) 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置
空気清浄機能・換気機能付きエアコンを設置する工事
 - (5) リフォーム瑕疵保険等への加入
住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険への加入
- ニ 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業」については、ロ(1)に規定するリフォーム工事と、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」については、ロ(3)に規定するリフォーム工事とみなす。

三 長期優良住宅等新築事業及びリフォーム事業の事務事業

第5 補助事業を行う者

第4第三号に掲げる事務事業を行う者（以下「事務事業者」という。）は、次のイからニまでに掲げる要件に適合する者であること

- イ 国土交通大臣が公募し、法律、建築等に関する経験と知識を有する第三者による審査結果等を踏まえて選定した者であること。
- ロ 当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること
- ハ 当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること
- ニ 当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

第6 補助金の額

補助金の額は、次に掲げるものとする。

一 第4第一号に定める事業に係る補助金の額

住宅の種別	額
長期優良住宅（建替前住宅等を除却する場合※）	1戸あたり 1,000,000円
長期優良住宅（上記以外の場合）	1戸あたり 800,000円
ZEH水準住宅（建替前住宅等を除却する場合※）	1戸あたり 600,000円
ZEH水準住宅（上記以外の場合）	1戸あたり 400,000円

※：以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

- ① 経済対策の閣議決定から補助の対象となる住宅に係る完了実績報告を行うまでの間に、建替前住宅等（補助の対象となる住宅の所有者が居住している建替前の住宅や、当該所有者が所有する空家など）の除却が行われていること。
- ② 補助の対象となる住宅の所有者又はその親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）が、建替前住宅等の所有者であること。

二 第4第二号に定める事業に係る補助金の額

対象となるリフォーム工事等に応じて、次のイからチまでにおける補助額の合計とし、必須工事の実施状況に応じて、下表に示す補助額を上限とする。

メニュー	補助要件	1戸あたりの補助上限額
Sタイプ	必須工事3種の全てを実施	600,000円
Aタイプ	必須工事3種のうち、いずれか2種を実施	400,000円

イ 開口部の断熱改修

開口部の省エネ性能、大きさの区分及び改修方法に応じて定める下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額を交付する。

大きさの区分	ガラス交換※1		内窓設置※2		外窓交換		ドア交換	
	面積※3	補助額	面積※4	補助額	面積※4	補助額	面積※4	補助額
大	1.4 m ² 以上	14,000円	2.8 m ² 以上	17,000円	2.8 m ² 以上	34,000円	開戸： 1.8 m ² 以上 引戸： 3.0 m ² 以上	49,000円
中	0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満	10,000円	1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	13,500円	1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	27,000円	—	—
小	0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	4,000円	0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	11,000円	0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	22,000円	開戸： 1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 引戸： 1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満	43,000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。

※2 内窓交換を含む。

※3 ガラスの寸法とする。

※4 内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

ロ 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、省エネ性能に応じて下表に示す補助額を交付する。

省エネ性能	外壁	屋根・天井	床
-------	----	-------	---

Z E H水準レベル	169,000 円／戸 (84,000 円／戸)	60,000 円／戸 (30,000 円／戸)	105,000 円／戸 (52,000 円／戸)
------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------

※ ()書きの金額は、部分断熱の場合の補助額。

ハ エコ住宅設備の設置

下表に掲げる住宅設備のうち、太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器及び蓄電池については、その設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じた補助額を、節水型トイレ及び節湯水栓については、設置を行った設備の種類に応じた補助額にその台数を乗じた補助額を算定し、それらを合計した補助額を交付する。

エコ住宅設備の種類		補助額
太陽熱利用システム		30,000 円／戸
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの	23,000 円／台
	上記以外	21,000 円／台
高断熱浴槽		32,000 円／戸
高効率給湯器		30,000 円／戸
節湯水栓		6,000 円／台
蓄電池		64,000 円／戸

ニ 子育て対応改修

下表に掲げる住宅設備等のうち、ビルトイン食器洗機、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ及び浴室乾燥機については、その設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じた補助額を、宅配ボックスについては、補助額に設置するボックス数を乗じた額を、開口部の侵入防止改修及び開口部の防音改修については、開口部の大きさの区分及び改修方法に応じて定める下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額を交付する。キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事については、下表に示す補助額を交付する。

住宅設備等			補助額
ビルトイン食器洗機			25,000 円／戸
掃除しやすいレンジフード			13,000 円／戸
ビルトイン自動調理対応コンロ			15,000 円／戸
浴室乾燥機			23,000 円／戸
宅配ボックス			11,000 円 ／ボックス
開口部の侵入 防止対策改修	外窓交換	大 (2.8 m ² 以上) ※ ³	37,000 円／箇所
		中 (1.6 m ² 以上) ※ ³	26,000 円／箇所
		小 (0.2 m ² 以上) ※ ³	22,000 円／箇所
	ドア交換	大 (開戸1.8 m ² 以上、引戸3.0 m ² 以上) ※ ³	53,000 円／箇所
		小 (開戸、引戸 1.0 m ² 以上) ※ ³	38,000 円／箇所
開口部の防音 改修	内窓設置※ ¹	大 (2.8 m ² 以上) ※ ³	12,500 円／箇所
		中 (1.6 m ² 以上) ※ ³	10,000 円／箇所
		小 (0.2 m ² 以上) ※ ³	8,500 円／箇所
	外窓交換	大 (2.8 m ² 以上) ※ ³	25,000 円／箇所

		中 (1.6 m ² 以上) ※ ³	20,000 円／箇所
		小 (0.2 m ² 以上) ※ ³	17,000 円／箇所
	ガラス交換※ ²	大 (1.4 m ² 以上) ※ ⁴	11,000 円／枚
		中 (0.8 m ² 以上) ※ ⁴	8,000 円／枚
		小 (0.1 m ² 以上) ※ ⁴	3,000 円／枚
	ドア交換	大 (開戸1.8 m ² 以上、引戸3.0 m ² 以上) ※ ³	36,000 円／箇所
小 (開戸、引戸 1.0 m ² 以上) ※ ³		32,000 円／箇所	
キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事			91,000 円／戸

※1 内窓交換を含む。

※2 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。

※3 内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

※4 ガラスの寸法とする。

ホ 防災性向上改修

開口部の大きさの区分及び改修方法に応じて定める下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額を交付する。

対象工事の種類			補助額
開口部の防災性向上改修	外窓交換	大 (2.8 m ² 以上) ※ ²	41,000 円／箇所
		中 (1.6 m ² 以上) ※ ²	27,000 円／箇所
		小 (0.2 m ² 以上) ※ ²	16,000 円／箇所
	ガラス交換※ ¹	大 (1.4 m ² 以上) ※ ³	18,000 円／枚
		中 (0.8 m ² 以上) ※ ³	12,000 円／枚
		小 (0.1 m ² 以上) ※ ³	7,000 円／枚

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。

※2 外窓のサッシ枠の枠外寸法とする。

※3 ガラスの寸法とする。

ヘ バリアフリー改修

下表に掲げるバリアフリー改修工事について、その箇所数によらず、改修を行った対象工事の種類に応じた補助額の合計を交付する。

対象工事の種類	工事内容	補助額
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事	6,000 円／戸
段差解消	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）	7,000 円／戸
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入	28,000 円／戸

	口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事	
衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳を新設又は入れ替えにより設置する工事 (4.5畳以上設置する場合に限る。)	21,000円/戸

ト 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置工事については、下表に掲げる冷房能力に応じた補助額にその台数を乗じた補助額を算定し、それらを合計した補助額を交付する。

空気清浄機能・換気機能付き エアコンの冷房能力	補助額
3.6kW以上	27,000円/台
2.2～3.6kW	24,000円/台
2.2kW以下	20,000円/台

チ リフォーム瑕疵保険等への加入

対象となるリフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険への加入に対して、1契約あたり7,000円を交付する。

三 第4第三号に掲げる事業に係る補助金の額

第4第三号に掲げる事務事業の補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 長期優良住宅等新築事業及びリフォーム事業に要する費用を交付するための費用
第4第一号及び第二号に掲げる費用とする。
- (2) 事務費

長期優良住宅等新築事業及びリフォーム事業に係る事務事業の実施に必要な事務費として、長期優良住宅等新築事業及びリフォーム事業に要する費用の0.1%から6%までの範囲において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額とする。ただし、この率によることが著しく不相当である場合には、この率によらないことができる。

第7 対象建材等の募集・登録等

事務事業者は、補助金の交付対象となる建材等の登録申請受付、申請建材等の基準への適合確認を実施する第三者委員会の設置・運営、対象建材等の登録・管理等を行う。

第8 子育てグリーン住宅支援事業システムの構築

事務事業者は、子育てグリーン住宅支援事業システムとして、事業者登録・交付申請・完了報告・管理システム（所有者等にとって理解が容易で利便性が高く、かつ確実に効率的なものとする。ただし、パソコン・携帯電話等を活用するシステムにあつては、パソコン・携帯電話等を使用しない者も対象とするシステムを併せ持つものとする。）の設計と構築、運営を行う。

第9 コールセンターの設置

次のイ及びロに掲げる規定によること。

イ 事務事業者は、コールセンターを設置して、以下の業務を実施する。

- (1) 長期優良住宅等新築事業及びリフォーム事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- (2) 住宅省エネキャンペーンの各事業において設置するコールセンターの紹介等の対応

(3) 事業者登録、補助金の支払い等に関する問い合わせ、意見等への対応

- ロ 事務事業者は、イに掲げる業務によって寄せられた問い合わせ、意見等について適切に対処するとともに、必要に応じて業務の実施方法を改善すること。
- ハ 事務事業者は、コールセンターの業務従事者による、個人情報不正使用及び所有者の補助金の額等の不正操作を防止するための措置を講じる。

第10 事業のセキュリティ対策

1 事務事業者は、次に掲げる規定に従わなければならない。

一 国土交通大臣の指導及び監督の下で、以下のセキュリティ対策を講じること。

- イ 長期優良住宅等新築事業及びリフォーム事業に係る所有者、工事施工者、販売事業者及び建材・設備製造事業者等その他の者による補助金の不正取得、不正操作を防止するための措置（現地での検査を含む。）並びに当該措置を講じてもなお発生した不正に係る対応措置。特に法人による補助金の申請については、法人の実在性、行った工事の目的、内容、実施場所等に係る情報についても提出又は記載を求めるとともに、疑義のあるケースの確認等の措置を講ずること。また、国の補助金等を受けて工事を行う場合についての重複申請を防止するための措置を講ずること。
- ロ その職員が、長期優良住宅等新築事業及びリフォーム事業に係る所有者等の個人情報を含め、業務上知り得た秘密を漏らさないための措置。

二 本事業に関わる個人情報の保護に関しては、別途、国土交通大臣に協議の上、個人情報保護規程を定めること。

三 本事業の開始時に、事業に係るセキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について国土交通大臣に書面で提出すること。

四 本事業に係るセキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は事務事業者において本事業に係るセキュリティ事故が発生したときは、遅滞なく国土交通大臣に報告を行うとともに、国土交通大臣の求めに応じ、セキュリティ対策に関する監査を受け入れるものとする。

五 本事業の実施にあたって提供された個人情報その他の機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は破棄すること。また、本事業において事務事業者が作成した情報についても国土交通大臣からの指示に応じて適切に破棄すること。

六 事務事業者は、本事業の終了時に、本事業で実施したセキュリティ対策を国土交通大臣に報告すること。

第11 事業の広報等

1 事務事業者は、本事業の円滑な実施のため、長期優良住宅等新築事業及びリフォーム事業に係る住宅工事施工者、住宅販売事業者、住宅建材・設備製造事業者、登録住宅性能評価機関等と協力して、以下を含む長期優良住宅等新築事業及びリフォーム事業に係る広報その他の業務を行う。

一 工事施工者用業務マニュアルの企画、作成及び工事施工者への提供、工事施工者の営業店における告知物の企画、作成及び工事施工者への提供

二 販売事業者用業務実施マニュアルの企画、作成及び販売事業者への提供、販売事業者の営業店における告知物の企画、作成及び販売事業者への提供

三 建材・設備事業者用業務マニュアルの企画、作成及び建材・設備製造事業者への提供

四 所有者用告知物の企画、作成及び所有者への提供

- 五 事業者登録及び補助金の交付状況等に関する情報の提供
- 六 所有者、工事施工者、販売事業者及び建材・設備製造事業者への事業に関する告知及び周知
- 七 補助事業の開始と終了に関する告知及び周知徹底
- 八 補助事業に関する基礎データの整理・分析及び制度導入による効果の検証
- 九 住宅省エネキャンペーンに係る総合的な情報提供

第12 補助金の交付の申請

- 1 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 事業の実施が複数年度にわたるものについても、前項に準じて毎年度補助金交付申請書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の申請に当たって、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して補助金交付申請書を提出しなければならない。

第13 補助金の交付の決定等

- 1 国土交通大臣は、第12第1項の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 2 第12第1項又は第2項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 国土交通大臣は、交付の決定を行うに当たっては、第12第3項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 国土交通大臣は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は変更を行うことを条件として付して交付の決定を行うものとする。

第14 補助事業の委託等

- 1 補助事業の全部若しくはその主たる部分又は第6第三号に掲げる補助金の合計額の50%を超えるものを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、国土交通大臣の承認を得たときはこの限りではない。
- 2 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、国土交通大臣に報告するとともに、補助事業の履行体制を遅滞なく公表しなければならない。
- 3 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

第15 申請の取下げ

第13第1項の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、国土交通大臣の定める期日までに申請の取り下げを行うことができる。

第16 計画変更の承認等

- 1 補助金の交付を受けた者は、やむを得ない事情により、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の承認を得なければならない。
 - 一 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合
 - 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - 三 補助事業の一部を委託する場合（委託した業務を変更しようとする場合を含む。）
- 2 補助事業者は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通大臣に報告してその指示を受けなければならない。

第17 状況の報告

国土交通大臣は、必要があると認められるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

第18 実績の報告等

- 1 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したとき（第16第1項第二号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、国土交通大臣に実績報告書を提出しなければならない。また、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、その翌年度の4月10日までに、当該実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を国土交通大臣に提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならない。

第19 補助金の額の確定

- 1 国土交通大臣は、第18第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 国土交通大臣は、額の確定を行うに当たっては、第18第2項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

第20 補助金の支払い

- 1 補助金は、第19第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第21 交付決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、国土交通大臣は補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助事業者が補助金交付の条件に違反した場合
- 二 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 四 前3号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく国土交通大臣の処分に違反した場合

第22 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前号の提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付させることを条件とする。

第23 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

第24 取得財産の処分

補助事業者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に国土交通大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。ただし、補助事業者である分譲事業者、買取再販業者又は住宅所有者が本事業により工事を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。

第25 書類の様式及び提出方法

- 1 本要綱に基づく補助事業に係る書類の様式は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち補助事業者が申請又は報告等すべきものについては、国土交通大臣に原本1部及び副本3部を提出するものとする。

第26 間接補助金の交付

事務事業者は、第6第三号に規定する補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金（事務事業者が国土交通大臣から交付を受けた補助金を財源として、当該補助金の対象となる第4第一号及び第二号に掲げる事業を行う者に交付する補助金をいう。以下同じ。）を第4第一号及び第二号に掲げる事

業を行う者に交付しなければならない。

第27 間接補助金の交付の際付すべき条件

事務事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第12から第24まで及び第29の規定に準ずる条件を付さなければならない。

第28 間接補助金の交付規程の承認

事務事業者は、間接補助金の交付の手続き等について交付規程を定め、国土交通大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第29 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 二 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府令・建設省令第9号）
- 三 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 四 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 五 住宅所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付建設省住総発172号住宅局長通知）
- 六 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 七 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 八 その他関連通知等に定めるもの

第30 外部監査

事務事業者は、外部監査委員会等により、国土交通省が定めるルールに基づき適切に事務費が執行されていることのほか、事業の特徴を踏まえ発生しうる問題点への対応方法等について、有効な指導・監督を行うことができる体制を有することとする。

第31 指導監督等

- 一 国土交通大臣は、この要綱に基づく事業を行う者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な実施のため必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。
- 二 事務事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたときには、遅滞なく、国土交通大臣に報告を行う。
- 三 国土交通大臣は、事務事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善の指導を行うことができるものとする。
- 四 事務事業者は、一月に一回以上、定期的に以下の事項を、国土交通大臣に報告する。

- イ 当該期間に新たに申請・交付された補助金及び累計補助額
- ロ 補助金が交付された対象工事等の内容ごとの件数
- ハ 事業の広報の状況
- ニ コールセンターに寄せられた意見及び苦情等の内容
- ホ 事業のセキュリティ対策の状況
- ヘ 事務に要した費用及びその明細
- ト 事業の実施を通じて抽出された課題
- チ その他事業の実施に当たっての特記事項

五 事務事業者は、合併、補助事業の事務実施体制の大幅な変更等、補助事業の実施に影響を及ぼす事業が生じたときは、速やかに国土交通大臣に報告するものとする。

第32 暴力団排除に関する誓約

補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

第33 その他

この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に国土交通大臣が必要な変更を行うことができるものとする。また、事務事業者は、本要綱に疑義が生じたとき、本要綱や採択条件等により難い事由が生じたとき、あるいは本要綱に記載のない細部等については、国土交通大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。当該協議・指示に際しては、国土交通大臣は、必要に応じその適否について外部評価委員会に諮るものとする。

附則

第1 施行期日

この要綱は、令和6年12月19日から施行する。

別表

補助金	事項	書類の名称	様式	
子育てグリーン住宅支援事業補助金	補助金の交付申請	補助金交付申請書	別記様式第1	
	交付申請の取り下げ	交付申請取り下げ書	別記様式第2	
	事業内容の変更	補助金に変動が生じない場合	事業内容変更申請書	別記様式第3
		補助金に変動が生ずる場合	補助金交付変更申請書	別記様式第4
	事業の中止又は廃止	事業の中止(又は廃止)承認申請書	別記様式第5	
	経費の配分変更	経費の配分変更申請書	別記様式第6	
	経費の使途明細の変更	附帯事務費明細変更書	別記様式第7	
	事業が完了期日までに完了しない場合の報告	完了期日変更報告書	別記様式第8	
	事業の遂行状況の報告	事業遂行状況報告書	別記様式第9	
	事業の実績報告	事業が完了した場合	完了実績報告書	別記様式第10
		事業の完了後において残存物件を継続して同種の他の補助事業等に使用する場合	継続使用承認申請書	別記様式第11

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。